証券コード　3941
平成27年６月４日

株　主　各　位

大阪市福島区大開四丁目１番186号
（本社事務所　大阪市北区中之島二丁目2番7号）
レンゴー株式会社
代表取締役
会長兼社長　大　坪　　清

第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権の行使の場合〕

52頁に記載の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　大阪市北区中之島五丁目３番68号
リーガロイヤルホテル２階「山楽の間」

３．目的事項

報告事項

１．第147期（自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第147期（自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役16名選任の件

第２号議案　監査役２名選任の件

４．議決権の行使について

議決権行使書の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（http://www.rengo.co.jp/）において掲載することにより、お知らせいたします。

（添付書類）

事 業 報 告 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）

１．企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、消費税率引き上げや天候不順などの影響はありましたが、政府・日本銀行の政策連携の効果により、企業収益が改善するとともに、雇用情勢も明るさを増し、景気は緩やかな回復基調が続きました。

このような経済環境の中で、板紙業界におきましては、消費税率引き上げの影響による国内出荷の落ち込みはありましたが、輸出が伸びたことにより、生産量は前年並みとなりました。

段ボール業界におきましては、需要は堅調に推移したものの、消費税率引き上げや夏場の天候不順による影響もあり、生産量は前年を下回りました。

紙器業界におきましては、軟包装など他素材へのシフトが続いていますが、堅調な食品関連の需要に支えられ、生産量は前年並みとなりました。

軟包装業界におきましては、天候不順の影響により飲料や青果物等の需要は低迷しましたが、コンビニエンスストア向けが好調であったことにより、生産量は前年並みとなりました。

重包装業界におきましては、原子力発電所事故関連の除染用コンテナバッグの需要が引き続き増加したことにより、生産量は前年を上回りました。

以上のような状況の下で、レンゴーグループは、パッケージングに関する総合的なソリューションを提案する企業グループ、「ゼネラル・パッケージング・インダストリー」＝ＧＰＩレンゴーとして、製紙、段ボール、紙器、軟包装、重包装、海外の６つのコア事業を中心に、国内外でその結束力を強め、パッケージングのイノベーションに注力するとともに、積極的な設備投資やM&A、事業の再編、取引条件の改善等により、グループとしての事業基盤の強化に鋭意取り組んでまいりました。

パッケージングによる流通革命を掲げ、小売り店舗での品出しやディスプレイの作業性、販売促進効果を大幅に向上させる新発想の革新的段ボール包装「レンゴー スマート・ディスプレイ・パッケージング（ＲＳＤＰ）」を開発し、積極的なプロモーションを展開するとともに、拡大するｅコマース分野においては、物流センターにおける包装工程を大幅に省力化する「ジェミニ・パッケージングシステム」等の開発機械の拡販に取り組み、パッケージと包装システムの両面から、新たな需要の開拓に努めました。

昨年６月に、富士包装紙器株式会社（大阪市天王寺区）を子会社化し、紙器事業を拡充するとともに、７月には、大和紙器株式会社（大阪府茨木市）が同社岡山工場（岡山市南区）と姫路工場（兵庫県揖保郡太子町）を統合した瀬戸内工場（岡山県瀬戸内市）を開設しました。また、本年３月には、丸三製紙株式会社（福島県南相馬市）の段ボール原紙(ライナ)生産設備が竣工し、供給体制を強化しました。さらに、４月には、日本マタイ株式会社（東京都台東区）と森下株式会社（岡山県瀬戸内市）を合併

し、重包装事業の経営効率化を図りました。
海外におきましては、昨年５月に、米国ハワイ州においてレンゴー・パッケージング社が同州唯一となる段ボール工場を開設しました。また、本年１月には、タイにおける合弁会社、タイ・コンテナーズ・グループ社の子会社で軟包装事業持株会社であるＴＣフレキシブル・パッケージング社に、当社および朋和産業株式会社（千葉県船橋市）が直接出資し、需要が拡大する東南アジアでの軟包装事業の本格展開への体制を整えました。さらに、３月には、セッツカートン株式会社（兵庫県伊丹市）の初めての海外拠点となるセッツカートン・ベトナム社の段ボール工場が竣工し、今後とも高い経済成長が期待されるベトナムでの事業拠点の充実を図りました。
なお、原燃料価格の上昇等による採算の悪化を改善するため、一昨年秋より板紙ならびに段ボール、紙器、軟包装製品全般にわたる価格正常化に取り組んでまいりましたが、当期間における成果は限定的なものとなりました。
この結果、当連結会計年度の売上高は522,671百万円（前期比0.1％減）となりました。利益につきましては、営業利益は5,567百万円（同60.9％減）、経常利益は7,139百万円（同53.5％減）と大幅な減益となりましたが、当期純利益は特別利益（固定資産譲渡に伴う売却益10,506百万円等）の計上により5,718百万円（同54.5％増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は、次のとおりであります。

【板紙・紙加工関連事業】
板紙・紙加工関連事業につきましては、原燃料価格の上昇や消費税率引き上げ、夏場の天候不順などの影響による生産量の減少により減収減益となりました。
この結果、当セグメントの売上高は358,821百万円（同3.7％減）、営業利益は3,225百万円（同74.0％減）となりました。

主要製品の生産量等は、次のとおりであります。
（板紙製品）
板紙製品につきましては、国内出荷の落ち込みにより、生産量は2,089千t（同4.4％減）となりました。
（段ボール製品）
段ボール製品につきましては、消費税率引き上げや夏場の天候不順などの影響もあり、生産量は段ボール3,640百万㎡（同4.3％減）、段ボール箱2,879百万㎡（同2.3％減）となりました。

【軟包装関連事業】
軟包装関連事業につきましては、製品価格の改定が寄与し増収増益となりました。
この結果、当セグメントの売上高は61,626百万円（同1.6％増）、営業利益は2,103百万円（同121.8％増）となりました。

【重包装関連事業】

重包装関連事業につきましては、前第３四半期連結会計期間より連結子会社が増加したことにより増収となりましたが、原燃料価格の上昇等により減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は40,596百万円（同26.5%増）、営業利益は621百万円（同29.7%減）となりました。

【海外関連事業】

海外関連事業につきましては、連結子会社が増加したこと等により増収となりましたが、減価償却費の増加もあり営業損失は前年並みとなりました。

この結果、当セグメントの売上高は27,996百万円（同14.5%増）、営業損失は653百万円となりました。

【その他の事業】

その他の事業につきましては、売上高はほぼ前年並みとなりましたが、不織布事業の採算悪化等により減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は33,630百万円（同1.0%増）、営業利益は102百万円（同82.5%減）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

事業の種類別名称	売　上　高	構　成　比
板紙	48,547 百万円	9.3 %
段ボール	38,438	7.3
段ボール箱	243,414	46.6
その他	28,421	5.4
板紙・紙加工関連事業計	358,821	68.6
軟包装関連事業	61,626	11.8
重包装関連事業	40,596	7.8
海外関連事業	27,996	5.4
その他の事業	33,630	6.4
合　計	522,671	100.0

（参考）当社の製品別売上高

製品名	売上高	構成比
板紙	76,516 百万円	28.0 %
段ボール	20,361	7.5
段ボール箱	154,620	56.5
軟包装	5,703	2.1
その他	16,247	5.9
合計	273,448	100.0

当連結会計年度におけるその他の概況は、次のとおりであります。

〈ＣＳＲ（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）〉

レンゴーグループは、板紙・段ボール業界のリーディングカンパニーとして、ＣＳＲ委員会の下に設置された５つの委員会（倫理・環境・安全衛生・ＣＳ（顧客満足）・広報）を中心に、全てのステークホルダーの皆様の信頼に応えられる企業集団を目指し、コンプライアンスのさらなる徹底と企業価値を向上させるための活動を積極的に推進してまいりました。

なお、当社および一部のグループ会社は、平成26年６月、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反に関する排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。これらにつきましては、事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があり、到底承服できるものではないことから、同年８月に審判請求を行い、同年12月、審判手続きが開始されました。当社およびグループ会社は、審判においてそれぞれの考え方を説明し、公正な判断を求めてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度につきましては、板紙・紙加工関連事業を中心に総額39,982百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、借入金の返済資金等に充当するため、平成26年９月に国内無担保普通社債200億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、依然として不安定な国際情勢による先行きへの懸念は残るものの、米国経済の力強い回復に加え、原油安も追い風に企業収益の一段の改善が見込まれるとともに、昨年を上回る賃上げによる個人消費の下支えも期待され、景気は着実に回復していくものと思われます。

こうした状況の中、レンゴーグループは、ゼネラル・パッケージング・インダストリーとしての今後のあるべき姿をしっかりと見据えながら、時代のニーズを的確に捉え、個装から内装、外装に至るまで、パッケージング全般にわたる総合的な提案力にさらに磨きをかけるとともに、より少ない資源でより大きな価値を生む、“Less is more.”を基本とした、人にも環境にも優しく、かつ、付加価値の高い革新的な包装形態や包装システムの開発を通じて、収益力の拡大強化を図ってまいります。

また、産業界全般にわたる課題でもある全要素生産性（ＴＦＰ：Total Factor Productivity）の向上に率先垂範取り組むほか、コスト競争力の向上と財務体質の強化、グローバル化の推進、コンプライアンス体制の強化など、より強固な経営基盤を確立するとともに、事業活動を通じた社会的課題の解決（ＣＳＶ：Creating Shared Value）も念頭に、グローバルな企業市民として、より良い社会、持続可能な社会の実現に向けても積極的に働きかける存在として、さらなる努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況

区分		平成23年度 第144期	平成24年度 第145期	平成25年度 第146期	平成26年度 第147期
生産高	板紙（千ｔ）	2,189	2,234	2,255	2,089
	段ボール（百万㎡）	3,855	3,796	4,026	3,895
	段ボール箱（百万㎡）	2,953	2,915	3,153	3,109
売上高（百万円）		492,628	502,625	523,141	522,671
経常利益（百万円）		24,592	24,236	15,354	7,139
当期純利益（百万円）		7,148	12,956	3,702	5,718
１株当たり当期純利益（円）		27.74	50.99	14.95	23.09
総資産（百万円）		549,057	572,591	629,054	655,674
純資産（百万円）		170,931	188,132	201,658	222,390
１株当たり純資産（円）		637.85	729.53	792.78	873.60

（注）上記の生産高には、海外における生産高が含まれております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大和紙器株式会社	806百万円	＊100.0%	段ボールおよび段ボール箱の製造・販売
セッツカートン株式会社	400	100.0	段ボールおよび段ボール箱の製造・販売
東海紙器株式会社	450	84.1	段ボールおよび段ボール箱の製造・販売
日之出紙器工業株式会社	81	99.7	段ボールおよび段ボール箱の製造・販売
レンゴー・リバーウッド・パッケージング株式会社	310	50.0	マルチパックの販売
丸三製紙株式会社	300	98.8	板紙の製造・販売
大阪製紙株式会社	280	77.8	洋紙および白板紙の製造・販売
レンゴーペーパービジネス株式会社	310	100.0	板紙の販売
朋和産業株式会社	500	100.0	軟包装製品の製造・販売
日本マタイ株式会社	7,292	100.0	重包装製品の製造・販売
森下株式会社	100	100.0	重包装製品の製造・販売
レンゴーロジスティクス株式会社	280	100.0	運送および保険代理業
山陽自動車運送株式会社	80	80.0	運送事業

（注）１．＊印は子会社保有の株式を含んでおります。
２．平成26年６月30日付で、東海紙器株式会社の株式を取得いたしました。これにより、東海紙器株式会社の出資比率は、84.1%（前期末83.5%）となりました。
３．平成26年６月11日付で、レンゴーペーパービジネス株式会社は利益剰余金の資本組入れによる増資を行いました。これにより、資本金は310百万円（前期末10百万円）となりました。
４．平成27年４月１日付で、日本マタイ株式会社を存続会社とし、森下株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

レンゴーグループは、主として次の事業を行っております。

事業の種類別名称	事業内容
板紙・紙加工関連事業	国内における板紙、段ボールおよび段ボール箱の製造・販売
軟包装関連事業	国内における軟包装製品およびセロファンの製造・販売
重包装関連事業	国内における重包装製品の製造・販売
海外関連事業	海外における板紙、段ボール、段ボール箱、軟包装製品、重包装製品および不織布の製造・販売
その他の事業	国内における不織布、紙器機械および洋紙の製造・販売、運送事業

(8) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

①当社

- 本　　店　　大阪市福島区大開四丁目１番186号
- 本社事務所　　大阪市北区中之島二丁目２番７号
- 東京本社　　東京都港区港南二丁目16番１号
- 段ボール工場　　恵　庭(北海道)、旭　川(北海道)、青　森(青森県)、新仙台(宮城県)
  福島矢吹(福島県)、小　山(栃木県)、前　橋(群馬県)、東　京(埼玉県)
  千　葉(千葉県)、湘　南(神奈川県)、新　潟(新潟県)、長　野(長野県)
  清　水(静岡県)、豊　橋(愛知県)、新名古屋(愛知県)、福　井(福井県)
  滋　賀(滋賀県)、新京都(京都府)、三　田(兵庫県)、和歌山(和歌山県)
  岡　山(岡山県)、広　島(広島県)、防　府(山口県)、松　山(愛媛県)
  鳥　栖(佐賀県)
- 紙器工場　　葛　飾(東京都)、利根川(茨城県)、新京都(京都府)
- 製紙工場　　利根川(茨城県)、八　潮(埼玉県)、金　津(福井県)、淀　川(大阪府)
  尼　崎(兵庫県)
- 加工工場　　利根川(茨城県)
- セロファン工場　　武　生(福井県)
- 研　究　所　　中央研究所(大阪府、福井県)

②子会社

大和紙器株式会社	大阪府茨木市
セッツカートン株式会社	兵庫県伊丹市
東海紙器株式会社	名古屋市南区
日之出紙器工業株式会社	鹿児島県日置市
レンゴー・リバーウッド・パッケージング株式会社	東京都港区
丸三製紙株式会社	福島県南相馬市
大阪製紙株式会社	大阪市西淀川区
レンゴーペーパービジネス株式会社	兵庫県尼崎市
朋和産業株式会社	千葉県船橋市
日本マタイ株式会社	東京都台東区
森下株式会社	岡山県瀬戸内市
レンゴーロジスティクス株式会社	大阪市西淀川区
山陽自動車運送株式会社	大阪府東大阪市

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別名称	従業員数
板紙・紙加工関連事業	6,666名
軟包装関連事業	1,289
重包装関連事業	648
海外関連事業	3,466
その他の事業	1,991
合計	14,060

（注）従業員数は就業人員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,719名	22名増	39.1歳	14.1年

（注）従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	18,991百万円
農林中央金庫	15,626
株式会社みずほ銀行	10,862
株式会社日本政策投資銀行	7,776
住友生命保険相互会社	7,670
三井住友信託銀行株式会社	7,610
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,850
株式会社常陽銀行	5,070
株式会社南都銀行	4,270

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

①発行可能株式総数　800,000,000株
②発行済株式の総数　271,056,029株
③株主数　16,463名
④大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,325千株	5.4%
日本製紙株式会社	13,197	5.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,699	4.7
株式会社三井住友銀行	9,562	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	7,196	2.9
住友生命保険相互会社	6,808	2.7
三井住友海上火災保険株式会社	6,305	2.5
農林中央金庫	5,965	2.4
住友商事株式会社	5,264	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	4,666	1.9

（注）１．当社は自己株式（23,398,659株）を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

代表取締役 会長兼社長	大坪　清	
代表取締役 副社長執行役員	前田盛明	（社長補佐兼コーポレート部門統轄）
代表取締役 副社長執行役員	小澤善孝	（パッケージングディビジョン、研究・技術開発部門統轄）
代表取締役 副社長執行役員	長谷川一郎	（製紙部門、資材部門統轄、兼大阪製紙㈱取締役会長兼レンゴーペーパービジネス㈱取締役会長）
取締役 専務執行役員	若松　操	（製紙部門管掌兼研究・技術開発部門統轄補佐）
取締役 専務執行役員	橋本　研	（財経本部、監査部管掌）
取締役 専務執行役員	馬場泰博	（経営企画部、審査部、情報システム部、関連事業部門管掌）
取締役 常務執行役員	三部廣美	（コンプライアンス推進室、総務部、法務部、人事部管掌）
取締役 常務執行役員	石田重親	（パッケージングディビジョン統轄補佐兼段ボール部門管掌兼開発本部長）
取締役 常務執行役員	川本洋祐	（社長室長兼東京総務部、広報部管掌）
取締役 常務執行役員	井上貞登士	（パッケージングディビジョン紙器・軟包装部門管掌、兼レンゴー・リバーウッド・パッケージング㈱代表取締役社長）
取締役 執行役員	横田光政	（パッケージングディビジョン生産本部長兼研究・技術開発部門品質保証室担当）
取締役 執行役員	堀　博史	（関連事業部門海外本部長兼海外事業推進室長）
取締役 執行役員	大迫　享	（関連事業部門関連事業本部長兼海外関連事業部長）
取締役	中野健二郎	（京阪神ビルディング㈱代表取締役社長）
常勤監査役	平山広美	
常勤監査役	西井弘明	
監査役	糸田省吾	
監査役	井上育穂	
監査役	横山進一	

（注）１．取締役 中野健二郎氏は、社外取締役であります。

２．監査役 糸田省吾、井上育穂、横山進一の各氏は、社外監査役であります。

３．社外取締役 中野健二郎、社外監査役 糸田省吾、井上育穂の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

４．平成26年６月27日　横田光政、堀博史、大迫享、中野健二郎の各氏は、新たに取締役に就任しました。

西井弘明、横山進一の各氏は、新たに監査役に就任しました。

後藤貞明、中井宏和、米田利博、西川善文の各氏は、取締役を退任しました。

三浦俊人、辻本健二の各氏は、監査役を退任しました。

（ご参考）

平成27年４月１日現在の会社役員および執行役員の状況は次のとおりであります。

代表取締役 会長兼社長	大　坪　　清	
代表取締役 副社長執行役員	前　田　盛　明	（社長補佐兼コーポレートシステムＣＯＯ）
代表取締役 副社長執行役員	長谷川　一　郎	（ビジネスシステムＣＯＯ、兼大阪製紙㈱取締役会長兼レンゴーペーパービジネス㈱取締役会長）
取締役 専務執行役員	若　松　　操	（製紙部門、研究・技術開発部門管掌）
取締役 専務執行役員	馬　場　泰　博	（経営企画部、財経本部、監査部、審査部、関連事業部門管掌）
取締役 専務執行役員	三　部　廣　美	（コンプライアンス推進室、総務部、法務部、人事部管掌）
取締役 専務執行役員	石　田　重　親	（段ボール・紙器・軟包装部門管掌）
取締役 常務執行役員	川　本　洋　祐	（社長室長兼東京総務部、広報部、情報システム部管掌）
取締役 常務執行役員	井　上　貞登士	（段ボール・紙器・軟包装部門管掌補佐（営業担当）、兼レンゴー・リバーウッド・パッケージング㈱代表取締役社長）
取締役	小　澤　善　孝	（朋和産業㈱の株主総会を経て、同社代表取締役社長就任予定）
取締役	橋　本　　研	（コーポレートシステムＣＯＯ付）
取締役 執行役員	横　田　光　政	（段ボール・紙器・軟包装部門管理本部長兼生産本部長兼研究・技術開発部門品質保証室担当）
取締役 執行役員	堀　　博　史	（関連事業部門海外本部長兼海外事業推進室長）
取締役 執行役員	大　迫　　享	（関連事業部門関連事業本部長兼海外関連事業部長）
取締役	中　野　健二郎	（京阪神ビルディング㈱代表取締役社長）
常勤監査役	平　山　広　美	
常勤監査役	西　井　弘　明	
監査役	糸　田　省　吾	
監査役	井　上　育　穂	
監査役	横　山　進　一	
専務執行役員	西　村　　修	（製紙部門八潮工場長兼利根川事業所長）
常務執行役員	科　野　隆　三	（製紙部門生産本部担当兼研究・技術開発部門製紙技術開発本部長）
常務執行役員	米　田　利　博	（研究・技術開発部門パッケージング技術開発本部、知的財産部担当）
執行役員	海老原　　洋	（製紙部門金津工場、武生工場担当）
執行役員	平　野　公　一	（製紙部門営業本部長）
執行役員	細　川　　武	（段ボール・紙器・軟包装部門西部営業本部担当兼近畿事業部長兼管理部長）
執行役員	伊　藤　健　一	（研究・技術開発部門中央研究所長）
執行役員	窪　田　尚　広	（段ボール・紙器・軟包装部門ＳＰ営業本部長）
執行役員	樋　脇　裕　治	（レンゴー・リバーウッド・パッケージング㈱取締役副社長）
執行役員	中　嶋　雅　史	（段ボール・紙器・軟包装部門中国・四国・九州事業部長兼管理部長）

執行役員	岡野幸男	（財経本部長兼財務・ＩＲ部長）
執行役員	塩見太朗	（段ボール・紙器・軟包装部門関東事業部長兼管理部長）
執行役員	香川義弘	（コンプライアンス推進室長兼総務部長）
執行役員	森實光博	（段ボール・紙器・軟包装部門北海道事業部長兼管理部長、兼共和紙業㈱代表取締役社長）
執行役員	本松裕次	（段ボール・紙器・軟包装部門東部第一・第二営業本部担当兼東部第三・第四営業本部長）
執行役員	森塚伸	（資材部門資材部長兼施設購買部担当）

②取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	19名 (2)	684百万円 (16)
監査役 （うち社外監査役）	7 (4)	104 (41)
合計	26	788

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与等は含まれておりません。
２．取締役の報酬等の限度額は、平成19年６月28日開催の第139回定時株主総会において年額950百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議いただいております。
３．監査役の報酬等の限度額は、平成19年６月28日開催の第139回定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外監査役50百万円以内）と決議いただいております。
４．上記の報酬等の額には、平成26年６月27日開催の第146回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役４名、監査役２名に支給した報酬等が含まれております。
５．上記の報酬等の額には、役員賞与支給予定総額43百万円（期末時の取締役14名（社外取締役を除く）に対して40百万円、監査役２名（社外監査役を除く）に対して２百万円）が含まれております。

③社外役員に関する事項

(1) 取締役 中野 健二郎

ア．重要な兼職先と当社との関係

同氏は、京阪神ビルディング㈱代表取締役社長を務めております。同社と当社との間には重要な取引等の特別な関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

就任後に開催された取締役会７回のうち７回に出席し、必要に応じ、業務執行を行う経営陣から独立した視点から発言を行っております。

また、当社および一部のグループ会社は、平成26年６月、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反に関する排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、これらにつきましては、

事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があり、到底承服できるものではないことから、同年８月に審判請求を行い、同年12月、審判手続きが開始されました。
本件を受けて、独占禁止法をはじめとする法令遵守体制について提言を行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要
当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

(2) 監査役 糸田 省吾

ア．重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会８回のうち８回に、また、監査役会９回のうち９回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。
また、当社および一部のグループ会社は、平成26年６月、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反に関する排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、これらにつきましては、事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があり、到底承服できるものではないことから、同年８月に審判請求を行い、同年12月、審判手続きが開始されました。
本件を受けて、独占禁止法をはじめとする法令遵守体制について提言を行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要
当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 監査役 井上 育穂

ア．重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会８回のうち８回に、また、監査役会９回のうち９回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。

また、当社および一部のグループ会社は、平成26年６月、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反に関する排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、これらにつきましては、事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があり、到底承服できるものではないことから、同年８月に審判請求を行い、同年12月、審判手続きが開始されました。

本件を受けて、独占禁止法をはじめとする法令遵守体制について提言を行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

(4) 監査役 横山 進一

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

就任後に開催された取締役会７回のうち６回に、また、監査役会７回のうち６回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。

また、当社および一部のグループ会社は、平成26年６月、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反に関する排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、これらにつきましては、事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があり、到底承服できるものではないことから、同年８月に審判請求を行い、同年12月、審判手続きが開始されました。

本件を受けて、独占禁止法をはじめとする法令遵守体制について提言を行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 会計監査人の状況

①名称　　有限責任 あずさ監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金　　額
1．公認会計士法第２条第１項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	118百万円
2．公認会計士法第２条第１項の業務以外の対価として当社が支払うべき報酬等の額	1
1．および2．の合計額	119

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、１．の金額にはこれらの合計額を含めております。

	金　　額
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	196百万円

（注）当社の重要な子会社のうち丸三製紙株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の計算関係書類の監査を受けております。

③当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に伴うコンフォートレター作成業務に関して委託を行い、その対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社の会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役会の同意または請求により、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しております。

1．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について（会社法施行規則第100条第１項第１号）

①取締役の職務の執行に係る次の文書は、関連資料とともに10年間保存する。取締役および監査役は、随時、これらの文書を閲覧できるものとする。

(1) 株主総会議事録
(2) 取締役会議事録
(3) 経営幹部会資料
(4) 計算書類
(5) その他取締役会が決定する文書

②前項に掲げる文書の保存部門、保存ならびに管理の方法等は、社内規程に定める。

2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制について（同第２号）

①経営品質の向上と将来のリスクの低減あるいは回避などを目的に、平成17年１月に代表取締役社長を委員長とするＣＳＲ委員会を設置した。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報等に係るリスク管理については、各担当部門およびＣＳＲ委員会の下部組織である倫理、環境、安全衛生、ＣＳ（顧客満足）、広報の５つの委員会が協力して、社内規程の制定、マニュアルの作成等を行うとともに、全社的状況の監視を行うものとする。

②取締役会は、前項の取組み状況について、各部門を管掌または担当する取締役ならびに各委員会の委員長から報告を受けるとともに、必要に応じて改善策等を審議、決定する。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について（同第３号）

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について（会社法第362条第４項第６号）

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について（会社法施行規則第100条第１項第４号）

①取締役会以外に、原則として、毎月１回以上、経営幹部会、社内役員会（常勤の役員が出席）、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化により、効率的な職務の執行を行う。

②役員、従業員は、「高い倫理観を持ち法令遵守を徹底し、常に誠実に行動する」ことなどを定めた経営理念に基づき、法令、定款および社会規範を遵守した行動をとる。

③ＣＳＲ委員会の下部組織である各委員会は、それぞれ組織横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、関係部門を通じてその対策を具体化し実践する。また、倫理委員会は、関係部門と協力して、役員ならびに従業員に対して、コンプライアンスに関する研修等を適宜行う。

④法令違反、不正行為の防止ならびに早期発見のため、業務遂行上の職制ルートとは別に、従業員が直接情報提供を行うための手段として平成17年８月に発足した内部通報制度（名称：企業倫理ヘルプライン）の、さらなる充実と従業員への周知を図る。

⑤取締役、監査役、内部監査を担当する部門は、コンプライアンス上の問題を発見したときは、速やかに関係部門に通知し、再発の防止を図る。

４．当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について（同第５号）

①当社のグループ会社の、業務の適正を確保するための体制の整備を推進する担当部門は、関連事業担当部門とする。

②グループ経営会議において、経営上の重要事項の徹底を図るとともに、関係部門が協力して、グループ会社の役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修や情報の提供を適宜実施する。

③当社監査役による、グループ会社の取締役の職務執行の監査を実施する。

④当社の社内規程に基づいて、グループ会社における一定の事項は、当社の承認を求め、または報告を行うよう関連事業担当部門を通じて義務づける。

５．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について（同条第３項第１号）

上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項について（同第２号）

①監査役会の下に、監査役室を置き、必要な人員を配置する。

②監査役室所属の従業員は、監査役会および監査役の指揮命令の下で職務を遂行する。

③監査役室所属の従業員の人事考課、人事異動を行う場合は、人事部長は事前に監査役会に意見を求めるものとする。

６．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について（同第３号）

①常勤の監査役のうち１名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項、重要稟議事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席する。

②取締役は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、取締役会、監査役会、経営幹部会ならびに社内役員会に報告する。

③取締役および従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

7．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について（同第４号）

①監査役は、実効的な監査を遂行するため、代表取締役社長と定期的な意見交換会を実施する。

②内部監査を担当する部門は、会計監査人および監査役会と、相互に監査計画の調整、監査結果の報告等を行う。

(5) 会社の支配に関する基本方針

1．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社の経営の特質を考慮すると、大規模買付行為が当社ならびに当社のステークホルダーに与える影響や大規模買付者の経営方針や事業計画等によっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

2．基本方針に関する取組みの具体的な内容の概要

①当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることが、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資するものと考え、実施しております。

・製紙事業については、構造改革により確立したプラットフォームを堅持すべく、引き続き需要に見合った供給体制の維持に努めます。加えて、生産性の向上、省エネルギー、省資源の取組みによるコスト削減を実現するための設備投資を実施しております。

・段ボール事業については、業界の再編が進む中、グループ全体での営業力の強化、生産体制の再構築を進めております。加えて、段ボール事業は地域密着型であるべきとの考えに立ち、当社段ボール部門の北海道、東北、関東、中部、近畿、中

国・四国・九州の各地域事業部を中心にグループ会社との連携を強化し、地域ごとのニーズに的確に対応しております。

・紙器事業については、効率的な工場運営を行うとともに、さらなるサービス体制の強化、充実を図り、段ボール部門等と一体となって新時代のパッケージづくりを追求しております。

・軟包装事業については、消費者に身近な食品包装等を通じ、お客様のニーズへの的確な対応と一層の品質の向上に取り組むとともに、生産面、営業面の効率化を推し進め、さらなる競争力の強化を図っております。

・重包装事業については、他の事業分野との連携をさらに進め、お客様のニーズに的確に応えるとともに、より一層の生産性の向上、コスト競争力の強化を図っております。

・海外事業については、長年にわたって培ってきたトップレベルの包装技術を活かし、お客様の包装ニーズに応えるとともに、進出地域の包装文化と経済発展にも貢献しております。

・レンゴーグループは、「ゼネラル・パッケージング・インダストリー」＝ＧＰＩレンゴーとして、製紙、段ボール、紙器、軟包装、重包装、海外の全ての事業分野において、より広範な領域でパッケージングに関する総合力を高め、提案型営業の推進による受注の拡大、コスト競争力の向上、財務体質の強化に取り組んでおります。

・あわせて、「軽薄炭少」を掲げ、省エネルギー・省資源を念頭に、太陽光やバイオマス資源などを活用した発電設備等を積極的に導入するなど、電力消費と環境負荷の低減を図るとともに、“Less is more.”を具現化する環境性能が高く、かつ付加価値の高い製品開発体制を強化しております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）に基づき大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールとは、グループとしての議決権割合が20%以上となるような大規模買付行為を行おうとする者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に限り大規模買付行為が開始される、

というものです。

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、適宜外部専門家等の助言を得ながら、かかる情報を評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、開示します（株主の皆様へ代替案を提示することもあります。）。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であり、かつ、対抗措置をとることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）等をとり、大規模買付行為に対抗する場合等があります。

一方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置をとることが相当であると認められる場合等で大規模買付ルール所定の要件を充足する場合には、当社取締役会は、差別的条件付新株予約権の無償割当てを含む対抗措置をとることがあります。

当社は、本対応方針において、大規模買付行為が発動事由に該当するか否か、および大規模買付行為に対し一定の対抗措置をとるか否か等についての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会からの勧告を受けたうえ、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かを最終的に判断します。また、当社取締役会は、本対応方針所定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

当社は、３年ごとに、本対応方針の更新等について、定時株主総会の議案として上程します。

３．取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

①２．①の取組みについて

２．①の取組みは、いずれも、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みであるため、これらの施策により、多様な投資家の皆様が当社へ投資することが期待できるという意味で、多様な株主の皆様の様々な意見の反映という当社の基本方針に沿うものであります。また、これらの施策は、当社の会社役員の地位の維持とは関係がありません。

②２．②の取組みについて

本対応方針は、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものといえ

ます。

・本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

・本対応方針は、株主の皆様が大規模買付行為の是非を判断するために十分な期間・情報を確保し、もって当社企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する買付けが行われることを防止すること等を内容とするものであるため、基本方針に沿うものであります。

・本対応方針においては、当社経営陣から独立した社外者により構成された独立委員会が設置されており、大規模買付者に対する対抗措置の発動を取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしておりますので、当社取締役会による恣意的な判断を排除するための仕組みが備わっているものであります。

・当社は取締役の任期を１年としておりますところ、当社定時株主総会における当社取締役の選任議案において各取締役候補者の本対応方針に関する賛否を記載することといたしております。これにより、本対応方針の更新または廃止について、定時株主総会における、株主の皆様の取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、株主の皆様の意思が反映されることとなります。さらに、当社は、３年ごとに、本対応方針の更新または廃止について、定時株主総会の議案として上程することにより、直接、株主の皆様に対し、本対応方針の継続の是非をお諮りすることとしております。さらに、本対応方針においては、一定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとしております。以上のような点から、本対応方針は、株主の皆様の意思を重視するものであるといえます。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の動向、財務状況、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案して、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。また、企業価値の向上、持続的な成長への基盤の整備を行うことを目的として、利益の一部を留保し、競争力強化のための設備投資や新たな成長が期待できる分野におけるＲ＆ＤおよびＭ＆Ａを含めたニューインベストメント資金として有効に活用してまいります。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	655,674百万円	（負債の部）	433,284百万円
流動資産	209,446	流動負債	243,592
現金及び預金	20,277	支払手形及び買掛金	82,975
受取手形及び売掛金	142,198	短期借入金	105,009
有価証券	500	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	19,922	未払費用	19,344
仕掛品	2,565	未払法人税等	4,215
原材料及び貯蔵品	14,606	役員賞与引当金	147
繰延税金資産	3,278	その他	21,901
その他	6,516	固定負債	189,691
貸倒引当金	△418	社債	30,000
		長期借入金	123,315
固定資産	446,228	繰延税金負債	14,937
有形固定資産	304,086	役員退職慰労引当金	911
建物及び構築物	82,277	退職給付に係る負債	11,344
機械装置及び運搬具	100,006	その他	9,181
土地	106,429		
建設仮勘定	6,637	（純資産の部）	222,390
その他	8,735	株主資本	177,430
無形固定資産	11,176	資本金	31,066
のれん	3,980	資本剰余金	33,997
その他	7,196	利益剰余金	124,269
投資その他の資産	130,965	自己株式	△11,903
投資有価証券	110,057	その他の包括利益累計額	38,923
長期貸付金	3,497	その他有価証券評価差額金	23,238
退職給付に係る資産	2,317	繰延ヘッジ損益	△0
繰延税金資産	681	為替換算調整勘定	13,461
その他	15,803	退職給付に係る調整累計額	2,224
貸倒引当金	△1,392	少数株主持分	6,037
資産合計	655,674	負債純資産合計	655,674

連結損益計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

科目	金	額
売上高	百万円	522,671百万円
売上原価		446,243
売上総利益		**76,428**
販売費及び一般管理費		70,860
営業利益		**5,567**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,815	
為替差益	727	
負ののれん償却額	210	
持分法による投資利益	1,010	
その他	2,387	6,150
営業外費用		
支払利息	1,946	
出向者給与	805	
その他	1,827	4,578
経常利益		**7,139**
特別利益		
固定資産売却益	10,506	
その他	1,992	12,498
特別損失		
固定資産圧縮損	3,064	
事業構造改善費用	1,373	
その他	3,119	7,557
税金等調整前当期純利益		**12,081**
法人税、住民税及び事業税		**6,011**
法人税等調整額		**201**
少数株主損益調整前当期純利益		**5,869**
少数株主利益		**150**
当期純利益		**5,718**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,066	33,997	123,673	△11,890	176,847
会計方針の変更による累積的影響額			△2,097		△2,097
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,066	33,997	121,576	△11,890	174,750
当期変動額					
連結範囲の変動			△54		△54
剰余金の配当			△2,972		△2,972
当期純利益			5,718		5,718
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の処分		△0		3	3
その他			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	2,692	△12	2,679
当期末残高	31,066	33,997	124,269	△11,903	177,430

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12,505	2	6,942	61	19,511	5,299	201,658
会計方針の変更による累積的影響額							△2,097
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,505	2	6,942	61	19,511	5,299	199,561
当期変動額							
連結範囲の変動							△54
剰余金の配当							△2,972
当期純利益							5,718
自己株式の取得							△16
自己株式の処分							3
その他							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,732	△2	6,518	2,163	19,412	737	20,149
当期変動額合計	10,732	△2	6,518	2,163	19,412	737	22,829
当期末残高	23,238	△0	13,461	2,224	38,923	6,037	222,390

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数　54社

主要な連結子会社の名称　大和紙器㈱、セッツカートン㈱、東海紙器㈱、日之出紙器工業㈱、レンゴー・リバーウッド・パッケージング㈱、丸三製紙㈱、大阪製紙㈱、レンゴーペーパービジネス㈱、朋和産業㈱、日本マタイ㈱、森下㈱、レンゴーロジスティクス㈱、山陽自動車運送㈱

※レンゴー・パッケージング・マレーシアSdn.Bhd.他２社については、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

※平成26年４月１日付で、マルソルホールディングス㈱を存続会社とし、同社の子会社２社を消滅会社とする吸収合併を行い、森下㈱に商号を変更しております。なお、平成27年４月１日付で、日本マタイ㈱を存続会社とし、森下㈱を消滅会社とする吸収合併を行っております。

②主要な非連結子会社の名称　富士包装紙器㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数　８社

主要な会社等の名称　鴻興印刷集団有限公司、タイ・コンテナーズ・グループCo.,Ltd.

②持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称

富士包装紙器㈱（非連結子会社）、㈱ミヤザワ（関連会社）

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、大連聯合包装製品有限公司他13社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

満期保有目的の債券		償却原価法（定額法）
その他有価証券	時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
	時価のないもの	主として移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産

原材料	主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産	主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ハ．デリバティブ	時価法
②重要な減価償却資産の減価償却方法	
イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法（一部の連結子会社では定額法） なお、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ロ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 償却年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。なお、平成20年３月31日以前に契約を行った所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に準じた方法によっております。
③重要な繰延資産の処理方法	
社債発行費	社債発行費は支出時に全額費用処理しております。
④重要な引当金の計上基準	
イ．貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。
ロ．役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
ハ．役員退職慰労引当金	一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
ニ．投資損失引当金	関係会社に対する投資に係る損失に備えるため、財政状況等を勘案して、会社所定の基準により損失見込み額を計上しております。なお、同引当金は、連結貸借対照表上、投資有価証券から100百万円直接控除しております。
⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項	
イ．重要なヘッジ会計の方法	
(イ)ヘッジ会計の方法	金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。 また、通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。
(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象	（ヘッジ手段）　（ヘッジ対象） 金利スワップ　借入金の利息 通貨スワップ　借入金

(ハ)ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っております。
(ニ)ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。
ロ．退職給付に係る会計処理	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付に係る資産および退職給付に係る負債に計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、費用減額処理しております。 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
ハ．消費税等の会計処理	税抜き方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、効果の発現が見込まれる期間で均等償却しております。ただし、その効果の発現が将来にわたって見込まれない場合は一時償却しております。

平成22年３月31日以前に発生した負ののれんについては、引き続き均等償却しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が212百万円増加、退職給付に係る負債が3,529百万円増加し、利益剰余金が2,097百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、特別利益に区分掲記していた「受取補償金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度では特別利益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「受取補償金」は、10百万円であります。

前連結会計年度において、特別利益に区分掲記していた「補助金収入」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度では特別利益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「補助金収入」は、431百万円であります。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「固定資産圧縮損」は、重要性が増したため、当連結会計年度では区分掲記しております。なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産圧縮損」は、521百万円であります。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産および担保付債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	14,519百万円
機械装置及び運搬具	17,732百万円
土地	38,812百万円
投資有価証券	1,170百万円
その他	401百万円
合計	72,637百万円

②担保付債務

支払手形及び買掛金	391百万円
短期借入金	8,885百万円
長期借入金	4,535百万円
その他	921百万円
合計	14,733百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　489,025百万円

(3) 圧縮記帳額

①国庫補助金等の受入に伴い、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

建物及び構築物	541百万円
機械装置及び運搬具	2,779百万円
土地	1百万円
その他	20百万円

②当連結会計年度において、国庫補助金の受入、租税特別措置法の適用等に伴い、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物及び構築物	205百万円
機械装置及び運搬具	101百万円
土地	2,757百万円

(4) 偶発債務

①受取手形割引高および受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高	20百万円
受取手形裏書譲渡高	162百万円

②下記の会社の銀行借入金等につき債務保証を行っております。

ビナクラフトペーパーCo.,Ltd.	31百万円
新日本海トラック㈱	30百万円
マタイ東北㈱	21百万円
津山段ボール㈱	8百万円
合計	91百万円

③従業員の住宅建設資金の借入金５百万円につき、三井住友信託銀行㈱に債務保証を行っております。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

普通株式　271,056,029株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年５月13日取締役会	普通株式	1,486	6.00	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年11月６日取締役会	普通株式	1,486	6.00	平成26年９月30日	平成26年12月４日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年５月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,485	6.00	平成27年３月31日	平成27年６月29日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性が高い短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入および社債発行により行っております。

営業債権である受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度額を設定しリスク軽減を図っております。営業債務である支払手形および買掛金は、１年以内の支払期日となっております。これら営業債権債務の一部については、外貨建取引に基づくものがあり、為替変動リスクを回避するため、先物為替予約取引を利用することがあります。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債の使途は、運転資金および設備資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクまたは為替相場変動リスクに対して金利スワップ取引または通貨スワップ取引を実施して金利の固定化を図り、また借入金の円貨を確定させております。

デリバティブ取引については、社内規程に基づき実需の範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*1) (百万円)	時価(*1) (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	20,277	20,277	－
②受取手形及び売掛金	142,198	142,198	－
③有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	79,518	79,518	－
関連会社株式	13,413	5,738	△7,674
④支払手形及び買掛金	(82,975)	(82,975)	－
⑤短期借入金	(105,009)	(105,039)	30
(1年内返済予定の長期借入金を含む)			
⑥1年内償還予定の社債	(10,000)	(10,010)	10
⑦社債	(30,000)	(30,196)	196
⑧長期借入金	(123,315)	(123,374)	58
⑨デリバティブ取引(*2)			
イ．ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ロ．ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	－

(*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、ならびに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、市場価格のある株式は取引所の価格によっております。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④支払手形及び買掛金、ならびに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金は、⑧長期借入金の時価算定方法と同一の方法によっております。

⑥1年内償還予定の社債、ならびに⑦社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、

当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(*)を、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(*)金利スワップの特例処理または通貨スワップの振当処理の対象とされた長期借入金(下記⑨参照)については、当該金利スワップまたは通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額。

⑨デリバティブ取引

イ．ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものはありません。

ロ．ヘッジ会計が適用されているもの

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。ただし、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金、買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金、買掛金の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理または通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑧参照）。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
(1)その他有価証券	
①非上場株式	2,845
②特別の法律により設立された法人の発行する非上場出資証券	999
③その他	63
計	3,908
(2)子会社株式及び関連会社株式	13,716

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

７．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、その総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　873円60銭

(2) １株当たり当期純利益　23円09銭

９．その他の注記

(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延

税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.4%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.8%、平成28年４月１日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。
その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が916百万円減少、法人税等調整額が112百万円減少、その他有価証券評価差額金が827百万円増加、繰延ヘッジ損益が０百万円減少、退職給付に係る調整累計額が23百万円減少しております。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	422,784百万円	（負債の部）	289,506百万円
流動資産	113,602	流動負債	143,552
現金及び預金	5,412	買掛金	39,801
受取手形	6,756	短期借入金	53,740
売掛金	68,954	１年内返済予定の長期借入金	11,942
有価証券	500	１年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	8,088	リース債務	626
仕掛品	133	未払金	34
原材料及び貯蔵品	6,311	設備関係未払金	4,788
前払費用	150	未払費用	13,628
繰延税金資産	1,653	未払法人税等	2,606
その他	15,722	預り金	4,082
貸倒引当金	△79	役員賞与引当金	43
		その他	2,257
固定資産	309,181		
有形固定資産	150,262	固定負債	145,954
建物	32,176	社債	30,000
構築物	2,915	長期借入金	96,511
機械装置	45,449	リース債務	1,384
車両運搬具	117	資産除去債務	191
工具器具備品	2,288	退職給付引当金	7,949
土地	61,085	繰延税金負債	8,085
リース資産	1,745	その他	1,831
建設仮勘定	4,484		
無形固定資産	2,844	（純資産の部）	133,278
借地権	384	株主資本	114,478
ソフトウエア	2,211	資本金	31,066
リース資産	159	資本剰余金	33,997
その他	88	資本準備金	33,997
投資その他の資産	156,074	その他資本剰余金	0
投資有価証券	69,219	利益剰余金	61,317
関係会社株式	56,830	利益準備金	3,506
出資金	46	その他利益剰余金	57,810
関係会社出資金	21,488	特別償却準備金	278
長期貸付金	1	固定資産圧縮積立金	5,336
関係会社長期貸付金	6,517	別途積立金	49,444
破産更生債権等	51	繰越利益剰余金	2,751
長期前払費用	1,101	自己株式	△11,903
その他	1,884		
貸倒引当金	△1,065	評価・換算差額等	18,799
		その他有価証券評価差額金	18,799
資産合計	422,784	負債純資産合計	422,784

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

科目	金	額
売上高	百万円	273,448百万円
売上原価		231,527
売上総利益		**41,921**
販売費及び一般管理費		41,671
営業利益		**249**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,518	
受取賃貸料	831	
その他	1,908	5,258
営業外費用		
支払利息	1,501	
出向者給与	621	
その他	1,695	3,819
経常利益		**1,689**
特別利益		
固定資産売却益	9,294	
投資有価証券売却益	1,138	
その他	226	10,659
特別損失		
固定資産圧縮損	2,970	
関係会社株式評価損	1,098	
その他	1,492	5,561
税引前当期純利益		**6,787**
法人税、住民税及び事業税		**3,032**
法人税等調整額		**58**
当期純利益		**3,696**

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
						その他利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金
当期首残高	31,066	33,997	0	33,997	3,506	379	5,440
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,066	33,997	0	33,997	3,506	379	5,440
当期変動額							
特別償却準備金の取崩						△114	
税率変更に伴う特別償却準備金の増加						12	
固定資産圧縮積立金の取崩							△360
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加							256
別途積立金の取崩							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	△101	△103
当期末残高	31,066	33,997	0	33,997	3,506	278	5,336

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金						
	その他利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	52,444	1,400	63,171	△11,890	116,345	10,264	126,610
会計方針の変更による累積的影響額		△2,579	△2,579		△2,579		△2,579
会計方針の変更を反映した当期首残高	52,444	△1,179	60,592	△11,890	113,766	10,264	124,031
当期変動額							
特別償却準備金の取崩		114	－		－		－
税率変更に伴う特別償却準備金の増加		△12	－		－		－
固定資産圧縮積立金の取崩		360	－		－		－
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		△256	－		－		－
別途積立金の取崩	△3,000	3,000	－		－		－
剰余金の配当		△2,972	△2,972		△2,972		△2,972
当期純利益		3,696	3,696		3,696		3,696
自己株式の取得				△16	△16		△16
自己株式の処分				3	3		3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						8,534	8,534
当期変動額合計	△3,000	3,930	724	△12	711	8,534	9,246
当期末残高	49,444	2,751	61,317	△11,903	114,478	18,799	133,278

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券　時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

原材料	移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 なお、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
②無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。なお、平成20年３月31日以前に契約を行った所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に準じた方法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費	社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。
②役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

④投資損失引当金

関係会社に対する投資に係る損失に備えるため、財政状況等を勘案して、会社所定の基準により損失見込み額を計上しております。なお、同引当金は、貸借対照表上、関係会社出資金から４百万円直接控除しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

また、通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）　（ヘッジ対象）

金利スワップ　借入金の利息

通貨スワップ　借入金

ハ．ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の未処理額に係る会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

③消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が3,992百万円増加し、繰越利益剰余金が2,579百万円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書関係）

前事業年度において、営業外収益に区分掲記していた「投資損失引当金戻入額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度では営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「投資損失引当金戻入額」は、238百万円であります。

前事業年度において、特別利益に区分掲記していた「補助金収入」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度では特別利益の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の特別利益の「その他」に含まれる「補助金収入」は、224百万円であります。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「固定資産圧縮損」は、重要性が増したため、当事業年度では区分掲記しております。なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産圧縮損」は、407百万円であります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	35,738百万円
長期金銭債権	6,517百万円
短期金銭債務	14,063百万円
長期金銭債務	258百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　291,295百万円

(3) 担保資産および担保付債務

①担保に供している資産

建物および構築物	8,251百万円
機械装置その他の償却資産	16,086百万円
土地	29,181百万円
合計	53,520百万円

②担保付債務

平成27年３月31日現在、担保付債務はありません。

(4) 圧縮記帳額

①国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

建物	234百万円
構築物	107百万円
機械装置	2,230百万円
工具器具備品	2百万円

②当事業年度において、国庫補助金の受入、租税特別措置法の適用等に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物	195百万円
機械装置	17百万円
土地	2,757百万円

(5) 偶発債務

①下記の会社の銀行借入金につき債務保証を行っております。

青島聯合包装有限公司	256百万円
ビナクラフトペーパーCo.,Ltd.	31百万円
合計	288百万円

②従業員の住宅建設資金の借入金５百万円につき、三井住友信託銀行㈱に債務保証を行っております。

５．損益計算書に関する注記

関係会社に対する売上高	60,460百万円
関係会社からの仕入高	50,762百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	2,210百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

普通株式	23,398,659株

７．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
投資有価証券等評価損	5,153百万円
未払賞与	1,167百万円
退職給付引当金	2,560百万円
その他	1,991百万円
繰延税金資産小計	10,873百万円
評価性引当額	△5,751百万円
繰延税金資産合計	5,121百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	8,887百万円
固定資産圧縮積立金	2,527百万円
その他	139百万円
繰延税金負債合計	11,554百万円
（繰延税金負債の純額）	6,432百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.8%、平成28年４月１日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が710百万円減少、法人税等調整額が203百万円増加、その他有価証券評価差額金が913百万円増加しております。

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	2,091百万円	807百万円	1,284百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	89百万円
1年超	1,194百万円
合計	1,284百万円

9．関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	レンゴーペーパービジネス㈱	直接 100.0	当社製品の販売 原材料の仕入 役員の兼任	板紙の販売	42,295	売掛金	16,323

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、売掛金期末残高には消費税等が含まれております。

2．レンゴーペーパービジネス㈱に対する板紙の販売は、市場価格を勘案し、交渉のうえ、取引条件を決定しております。

10．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　538円16銭

(2) 1株当たり当期純利益　14円93銭

11．その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

レンゴー株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川井一男　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　今井康好　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、レンゴー株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レンゴー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

レンゴー株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川井一男　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　今井康好　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、レンゴー株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１４７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、グループ経営会議に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日　企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社並びに一部のグループ会社は、平成２６年６月、公正取引委員会から独占禁止法違反に関する「排除措置命令及び課徴金納付命令」を受けました。これに対し、同年８月に公正取引委員会に対し審判請求を行い、同年１２月より審判手続きが開始されております。

監査役会といたしましては、引き続き独占禁止法遵守の一層の強化・徹底を求め、また、当社グループをあげて独占禁止法を含む法令の遵守、及び企業倫理の一層の強化・徹底に向けた取り組みが行われていることを確認しております。

平成２７年５月１３日

レンゴー株式会社　監査役会

常勤監査役　平山広美 ㊞

常勤監査役　西井弘明 ㊞

監査役　糸田省吾 ㊞

監査役　井上育穂 ㊞

監査役　横山進一 ㊞

（注）監査役 糸田省吾、井上育穂及び横山進一は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役16名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(15名)は任期満了となりますので、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、現に当社の取締役である各候補者の担当は、添付書類の事業報告13頁に記載のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式数
1	大坪　清（おおつぼ　きよし） (昭和14年３月15日生)	昭和37年４月　住友商事(株)入社 平成４年６月　同取締役 平成８年６月　同常務取締役 平成12年４月　同代表取締役副社長 平成12年６月　当社代表取締役社長 平成26年４月　同代表取締役会長兼社長　現在に至る	130,000株
2	前田盛明（まえだ　もりあき） (昭和25年４月12日生)	昭和48年４月　当社入社 平成15年６月　同取締役 平成19年４月　同取締役兼常務執行役員 平成23年４月　同取締役兼専務執行役員 平成25年４月　同代表取締役兼副社長執行役員 現在に至る	62,000株
3	長谷川一郎（はせがわ　いちろう） (昭和29年３月20日生)	昭和51年４月　住友商事(株)入社 平成14年３月　当社顧問 平成14年６月　同取締役 平成15年６月　同常務取締役 平成19年４月　同取締役兼専務執行役員 平成25年４月　同代表取締役兼副社長執行役員 現在に至る	580,000株
4	若松　操（わかまつ　みさお） (昭和25年３月31日生)	昭和48年４月　当社入社 平成19年４月　同執行役員 平成21年６月　同取締役兼執行役員 平成23年４月　同取締役兼常務執行役員 平成26年４月　同取締役兼専務執行役員　現在に至る	50,000株
5	馬場泰博（ばばやすひろ） (昭和24年12月11日生)	昭和49年４月　福井化学工業(株)（現　当社）入社 平成19年４月　当社執行役員 平成21年６月　同取締役兼執行役員 平成24年４月　同取締役兼常務執行役員 平成26年４月　同取締役兼専務執行役員　現在に至る	47,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式数
6	三部廣美（さんべひろみ） (昭和27年11月６日生)	昭和50年４月　当社入社 平成19年４月　同執行役員 平成21年６月　同取締役兼執行役員 平成23年４月　同取締役兼常務執行役員 平成27年４月　同取締役兼専務執行役員　現在に至る	45,000株
7	石田重親（いしだしげちか） (昭和27年８月20日生)	昭和50年４月　当社入社 平成20年４月　同執行役員 平成23年６月　同取締役兼執行役員 平成25年４月　同取締役兼常務執行役員 平成27年４月　同取締役兼専務執行役員　現在に至る	34,000株
8	川本洋祐（かわもとようすけ） (昭和30年５月28日生)	昭和53年４月　当社入社 平成19年４月　同執行役員 平成23年６月　同取締役兼執行役員 平成26年４月　同取締役兼常務執行役員　現在に至る	48,000株
9	井上貞登士（いのうえさだとし） (昭和36年８月26日生)	昭和60年４月　当社入社 平成19年４月　同執行役員 平成24年６月　同取締役兼執行役員 平成26年４月　同取締役兼常務執行役員　現在に至る	40,000株
10	横田光政（よこたみつまさ） (昭和31年２月21日生)	昭和55年４月　当社入社 平成22年４月　同理事 平成24年４月　同執行役員 平成26年６月　同取締役兼執行役員　現在に至る	14,000株
11	堀博史（ほりひろふみ） (昭和33年５月28日生)	昭和56年４月　当社入社 平成23年４月　同理事 平成25年４月　同執行役員 平成26年６月　同取締役兼執行役員　現在に至る	34,000株
12	大迫亨（おおさことおる） (昭和34年１月28日生)	昭和57年４月　当社入社 平成24年４月　同理事 平成26年４月　同執行役員 平成26年６月　同取締役兼執行役員　現在に至る	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当	所有する当社株式数
13	中野 健二郎（なかの けんじろう） (昭和22年８月13日生)	昭和46年４月 (株)住友銀行入行 平成10年６月 同取締役 平成14年６月 (株)三井住友銀行常務執行役員 平成16年４月 同常務取締役兼常務執行役員 平成17年６月 同専務取締役兼専務執行役員 平成18年４月 同代表取締役兼副頭取執行役員 平成20年４月 同代表取締役副会長 平成22年６月 京阪神不動産(株)(現 京阪神ビルディング(株)) 代表取締役社長 現在に至る 平成26年６月 当社取締役 現在に至る	0株
14	※ 平野 公一（ひらの こういち） (昭和30年10月22日生)	昭和54年４月 当社入社 平成21年４月 同理事 平成24年４月 同執行役員 現在に至る 平成26年４月 同製紙部門営業本部長 現在に至る	18,000株
15	※ 細川 武（ほそかわ たけし） (昭和30年５月５日生)	昭和55年４月 当社入社 平成22年４月 同理事 平成24年４月 同執行役員 現在に至る 平成27年４月 同段ボール・紙器・軟包装部門西部営業本部担当兼近畿事業部長兼管理部長 現在に至る	17,000株
16	※ 岡野 幸男（おかの ゆきお） (昭和33年11月17日生)	昭和57年４月 当社入社 平成24年４月 同理事 平成25年４月 同財経本部長兼財務・ＩＲ部長 現在に至る 平成26年４月 同執行役員 現在に至る	13,000株

(注) １．※印の候補者は、新任取締役候補者であります。
２．候補者 馬場泰博氏が董事長である大連聯合包装製品有限公司、大連国立包装有限公司と、当社は段ボール原紙等を販売するなどの取引関係があります。
３．候補者 井上貞登士氏が代表取締役社長であるレンゴー・リバーウッド・パッケージング株式会社と、当社はマルチパック、マルチパックラインの周辺機器等を販売するなどの取引関係があります。
４．その他の各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
５．候補者 中野健二郎氏は、社外取締役候補者であります。
６．中野健二郎氏につきましては、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、経営者としての幅広い見識、豊富な経験等を当社の経営に反映させていただくため、選任をお願いするものであります。

7．当社および一部のグループ会社は、平成26年６月、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反に関する排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、これらにつきましては、事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があり、到底承服できるものではないことから、同年８月に審判請求を行い、同年12月、審判手続きが開始されました。本件を受けて中野健二郎氏は、独占禁止法をはじめとする法令遵守体制について提言を行っております。

8．中野健二郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

9．中野健二郎氏は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、当社との間で会社法第423条第１項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。

10．中野健二郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案が原案どおり承認された場合、当社は同氏を、継続して同証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

11．各候補者は、平成25年６月27日開催の第145回定時株主総会で承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に賛同しております。

第２号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 平山広美、糸田省吾の２氏は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	※ 橋本（はしもと）　研（きわむ） （昭和27年３月７日生）	昭和49年４月 当社入社 平成16年６月 同取締役 平成19年４月 同取締役兼執行役員 平成21年４月 同取締役兼常務執行役員 平成25年４月 同取締役兼専務執行役員 平成27年４月 同取締役 現在に至る	55,000株
2	※ 石井（いしい）淳蔵（じゅんぞう） （昭和22年９月28日生）	昭和61年４月 同志社大学商学部教授 平成元年４月 神戸大学経営学部教授 平成11年４月 神戸大学大学院経営学研究科教授 平成20年４月 流通科学大学学長 現在に至る	0株

（注）１．※印の候補者は、新任監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

３．候補者 石井淳蔵氏は、社外監査役候補者であります。

4．石井淳蔵氏につきましては、経営学に関する深い知識と経験を有し、幅広い見識と豊富な経験から取締役の職務執行を監査していただくため、選任をお願いするものであります。
5．石井淳蔵氏は、社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、本議案が原案どおり承認された場合、当社との間で会社法第423条第１項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
6．石井淳蔵氏は、本議案が原案どおり承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以　上

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをパソコンまたは携帯電話を用いてご利用いただくことによってのみ可能です。
【議決権行使サイト】 http://www.web54.net
2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。
3．インターネットによる議決権行使期限は、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までといたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願い申しあげます。
4．議決権行使書の郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
5．インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

以　上

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

①パソコンを用いて議決権を行使される場合
画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上で、インターネット閲覧ソフト（ブラウザ）のMicrosoft® Internet Explorer 5.01 SP2以降を、ＰＤＦ閲覧ソフトのAdobe® Acrobat® Reader® 4.0以降またはAdobe® Reader® 6.0以降を、それぞれ使用できること。

②携帯電話を用いて議決権を行使される場合
「iモード」「EZweb」「Yahoo!ケータイ」のいずれかが利用でき、また128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

〔インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ〕
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申しあげます。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
フリーダイヤル　０１２０－６５２－０３１（受付時間　午前９時～午後９時）

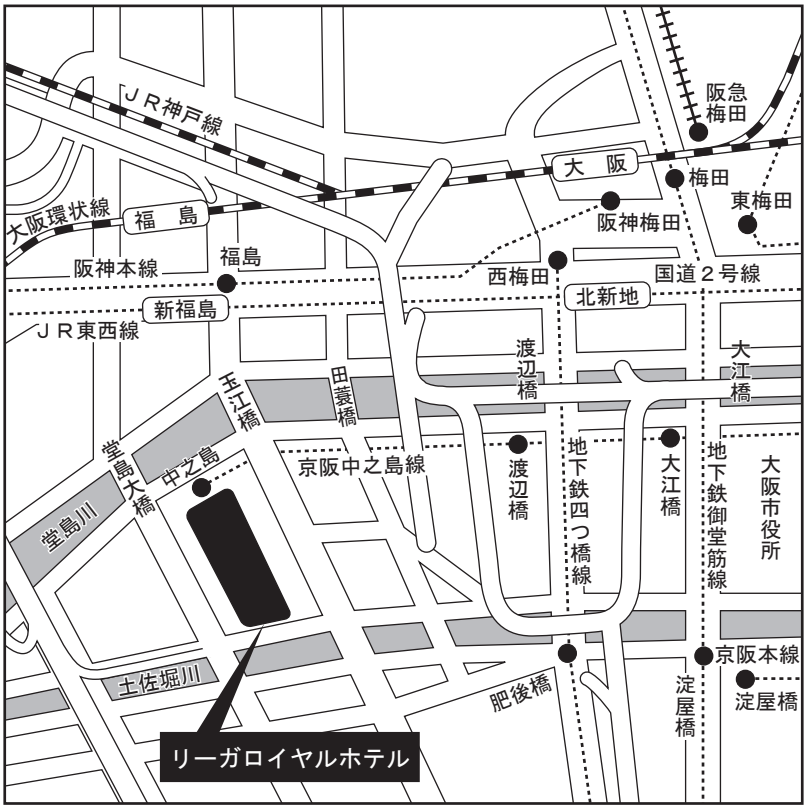
〔機関投資家の皆様へ〕
機関投資家の皆様には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図

大阪市北区中之島五丁目３番68号 リーガロイヤルホテル２階「山楽の間」
電話（０６）６４４８－１１２１（代表）



京阪中之島線「中之島」駅直結
ＪＲ東西線「新福島」駅より徒歩約８分
阪神本線「福島」駅より徒歩約８分

※上記のほか、リーガロイヤルホテルのシャトルバス（大阪駅から約10分）もございますが、当日は大変混雑することが予想されますので、上記公共交通機関のご利用をおすすめいたします。

期末配当金についてのお知らせ

第147期の期末配当金につきましては、平成27年５月14日開催の当社取締役会において、１株につき６円、支払開始日は平成27年６月29日と決定しましたので、お知らせ申しあげます。

これにより、中間配当金を加えました通期の配当金は１株につき12円となります。